

# 原子力事業者防災業務計画の改訂について（案）

（公財）核物質管理センター  
六ヶ所保障措置センター

## 1. 概要

現行の原子力事業者防災業務計画の定期的なレビューを行い、その結果に基づき原子力事業者防災業務計画の改訂を行う。

## 2. 改訂理由

### (1) 副原子力防災管理者数の見直し

副原子力防災管理者の職務（①原子力防災管理者の補佐、②原子力防災管理者が不在時の代行、③オフサイトセンターへの派遣）を考慮すると最低3名以上必要となるため、その人数を見直す。

### (2) 周辺住民に対する平常時の広報活動内容の見直し

国の示す「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」には、“平時の周辺住民への情報提供”について定めるよう記載されている。現行の原子力事業者防災業務計画の内容では分かりづらいため、国の示す当該文書の解説を参考に記載内容を見直す。

### (3) 後方支援拠点の代替地の整備等時期の見直し

令和2年度を目途に整備することとして日本原燃と調整を図ってきたが、更なる調整が必要となったため、整備完了時期を見直す。

### (4) 所要の見直し

記載の適正化及び対応の明確化を図る。

## 3. 修正内容（詳細は新旧対照表参照、太字は見直した箇所を示す。）

### (1) 副原子力防災管理者数の見直し

第2章第1節2.(1)②に記載する「原子力防災管理者は、副原子力防災管理者を別表-5に示す役職をもって2名以上選任する。」を「原子力防災管理者は、副原子力防災管理者を別表-5に示す役職をもって**3名**以上選任する。」に修正する。(P6)

### (2) 周辺住民に対する平常時の広報活動内容の見直し

第2章第8節に記載する“周辺住民に対する平常時の広報活動内容”「1.

放射性物質及び放射線の特性、2. 事業所の概要、3. 原子力災害とその特性、4. 原子力災害発生時における防災対策の内容」を「1. 原子力事業所の概要、2. 原子力災害の概要、3. 原子力災害対策の実施状況、4. 施設の状態に応じた緊急事態の区分の考え方」に修正する。(P6)

(3) 後方支援拠点の代替地の整備等時期の見直し

日本原燃が整備する後方支援拠点の一部を借用することで調整を進めてきたが、日本原燃の計画に変更が生じている。OSL で起こる原子力災害は日本原燃との連携が不可欠となるので、日本原燃と同じ場所に後方支援拠点の代替地を整備することで日本原燃と再調整を図る。

1) 別図-2(3) 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に記載の「※原子力事業所災害対策支援拠点の代替地は、令和 2 年度を目途に整備する。」を「※原子力事業所災害対策支援拠点の代替地は、令和 4 年度を目途に整備する。」に修正する。(P14)

2) 別表-8(2) に記載の「※原子力事業所災害対策支援拠点の代替地に配備する非常用電源設備等の設備は、令和 2 年度を目途に整備する。」を日本原燃株式会社との調整に基づく記載のため「※原子力事業所災害対策支援拠点の代替地に配備する非常用電源設備等の設備は、令和 4 年度を目途に整備する。」に修正する。(P27)

(4) 所要の見直し

1) 第 1 章第 1 節 の記載内容の適正化を図るため「この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人核物質管理センター（以下「核管センター」という。）六ヶ所保障措置センターの六ヶ所保障措置分析所（以下「保障措置分析所」という。）における原子力災害の発生防止及び拡大防止並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、事業者の責務の遂行に資することを目的とする。」を「この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人核物質管理センター（以下「核管センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下「RSC」という。）の六ヶ所保障措置分析所（以下「OSL」という。）における原子力災害の発生防止及び拡大防止並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、事業者の責務の遂行に資することを目的とする。」に修正する。(P5)

2) 第 1 章第 2 節 4. のに記載内容の適正化を図るため「特定事象とは、別表-2 及び別表-3 に示す原災法施行令（平成 12 年政令第 195 号）第

4条第4項に定められる事象をいう。」を「特定事象とは、別表-2及び別表-3に示す原災法施行令第4条第4項の各号に定められる事象をいう。」に修正する。(P5)

3) 第1章第2節5. の記載内容の適正化を図るため

「放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業者の原子力事業所外(ただし、事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態をいう。」を「放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業者の原子力事業所外(ただし、事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態を 原子力緊急事態(以下「緊急事態」という。) という。」に修正する。(P5)

4) 第1章第2節9. の記載内容の適正化を図るため「原子力防災管理者が特定事象の発生を認め、原子力災害発生又は拡大防止のために、応急 処置又は 緊急事態応急対策等を実施する防災体制をいう。」を「原子力防災管理者が特定事象の発生を認め、原子力災害発生又は拡大防止のために、応急 措置及び 緊急事態応急対策等を実施する防災体制をいう。」に修正する。(P5)

5) 第2章第7節2. (1) の記載内容の適正化を図るため「原子力防災管理者は、青森県及び六ヶ所村と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図るとともに、第1章第4節3. に定めるこの計画等及び保安規定の提供することにより、六ヶ所保障措置センターの概要、原子力災害対策の実施状況等の情報を提供する。」を「原子力防災管理者は、青森県及び六ヶ所村と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図るとともに、第1章第4節3. に定めるこの計画等及び保安規定 を 提供することにより、六ヶ所保障措置センターの概要、原子力災害対策の実施状況等の情報を提供する。」に修正する。(P6)

6) 第4章第2節2. (2) ⑦a. の記載内容を青森県地域防災計画(原子力災害対策編)に合わせ、「放射線医学総合研究所等の外部の医療機関」を「原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等」に修正する。(P7)

7) 第4章第2節5. の記載内容の適正化を図るため「原子力防災管理者は、オフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議が開催されたときは、現地事故対策連絡会議へ協議会対応班2名を派遣する。なお、派遣した協議会対応班との連絡は原子力防災資機材(携帯電話)を用いて行うものとする(これ以降の外部派遣も同様とする。)。」を「原子力防災管理者は、オフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議 (以下「合同対策協議会」という。) が開催されたときは、合同対策協議会 へ協議会対応班2名を派遣する。なお、派遣した協議会対応班との連絡は原子力防災資機材(携帯電話)を用いて行うものとする(これ以降の外部派遣も同様とする。)。」に修正する。(P8)

- 7) 第5章第1節6.(4)の記載内容の適正化を図るため「合同対策協議会への参加」を「合同対策協議会等への参加」に修正する。(P8)
- 8) 第5章第1節6.(4)に記載する内容を明確にするため「理事長は、本部の職員の中から2名以上指名し、原子力規制庁緊急時対応センターに派遣する。派遣された者は、緊急時対策所と連絡を密にし合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、合同対策協議会において必要な意見を述べる。」を「原子力防災管理者は、原子力防災要員及び副原子力防災管理者をオフサイトセンターの合同対策協議会に派遣し、原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策等についての相互の協力及び合同対策協議会との連絡調整等に参加させる。  
理事長は、本部の職員の中から2名以上指名し、原子力規制庁緊急時対応センターに派遣し、原子力規制庁緊急時対応センターとオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部の連絡調整等の支援に当たらせる。」に修正する。(P8)
- 9) 第7章第2節の記載内容を明確にするため、「なお 保障措置分析所に影響のある警戒事態発生のお知らせを受けた場合は、日本原燃(株)の協力要請に努めるとともに、発生事象に関する情報収集を行う。」を追加し修正する。(P9)
- 10) 図表リストのページの修正 (P10) 及び別図項目の位置を調整する。(P11~P19)
- 11) 別図-5に記載の適正化を図るため「自動車交通局技術安全部環境課」を「自動車局安全・環境基準課」に修正する。(P17)
- 12) 別表-2 EAL設定の考え方の記載の適正化を図るため「モニタリングポスト(MP-2または6)で以下の放射線量が検出された場合」に修正する。(P20)
- 13) 別表-6(1)緊急時対策所(安全対策室)の概要の記載の適正化を図るため備蓄燃料の項目を燃料備蓄量に修正する。(P25)
- 14) 別表-8(1)原子力防災資機材一覧4.及び別記様式-5その他資機材の表記の適正化を図るため「被ばく者の輸送のために使用可能な車両」に修正する。(P26、P28)
- 15) 別表-8(2)その他の防災資機材一覧4.の記載内容の適正化を図るため、数量の項目に備蓄量を明記し、点検内容に数量を追加する。また、保管場所にRSC主燃料槽及びRSC機械室燃料小出槽を追加する。(P27)
- 16) 別記様式-6(1)の様式中の「警戒事象該当事象連絡」の記載内容の適正化をはかるため「警戒事態該当事象連絡」に修正する。(P29)
- 17) 別記様式-6(1)~(4)、別記様式-7(1)、(2)に記載する連絡者名に原子力防災管理者の署名欄を追加する。(P29~P34)